

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の廃止に伴い、関係規定を削除する等の所要の規定の整備を行うこととする。(旧第16条、旧第16条の2、第25条、旧第26条、旧第26条の2関係)
- 2 この省令は、令和14年5月15日から施行することとする。(附則関係)